

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成21年3月18日衆議院文部科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一～四（略）

五 独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ICT活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。

六（略）

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成21年3月30日参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、～五、（略）

六、独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ICT活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。

七、（略）

右決議する。